

## 令和6年度（2024年度）障がい者芸術文化活動普及支援事業補助金交付要領

### （趣旨）

**第1条** 知事は、民間団体（社会福祉法人その他の法人格をもつ団体）が行う障がい者芸術文化活動の支援を推進し、障がい者の芸術文化活動の更なる振興を図るため、当該民間団体の活動に対し、予算の範囲内において障がい者芸術文化活動普及支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）、「熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### （補助対象団体）

**第2条** 補助対象事業の実施団体（以下「事業実施団体」という。）は、次に掲げる者とする。

（1）社会福祉法人その他の法人格を持つ団体

2 前項第1号については、次の条件をすべて満たすものとする。

（1）熊本県内に事務所等を有し、熊本県内で活動していること。

（2）補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。

（3）宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

（4）特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。

（5）暴力団又は暴力団の統制下にある団体でないこと。

### （補助対象経費）

**第3条** 給与・諸手当、報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、会議費、使用料及び賃借料、委託費等、その他補助対象事業を実施するために必要と認められる経費

### （補助金の上限額）

**第4条** 補助金は、5,000千円を上限とした所要額を交付する。

### （補助金の交付申請書）

**第5条** 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式とする。

2 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、別記第2号様式とする。

3 要項第3条第2項第3号その他必要とする書類は、次のとおりとする。

（1）団体に関する調書（別記第3号様式その1から別記第3号様式その3まで）

（2）定款、規約又はこれらに準ずるもの

（3）その他知事が必要とする資料

### （補助事業等の内容等の変更）

**第6条** 要項第5条第2項の変更申請書の添付書類は、次のとおりとする。

（1）事業変更計画書（別記第1号様式を準用）

（2）変更後の収支予算書（別記第2号様式を準用）

（3）その他知事が必要とする資料

### （申請の取下げ）

**第7条** 要項第6条に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受領した日から起算して30日以内とする。

**(状況報告)**

**第8条** 要項第8条の規定による状況報告は、別記第4号様式によるものとし、知事が必要に応じ求めることとする。

**(実績報告)**

**第9条** 要項第9条第2項第1号の事業実績報告書は、別記第5号様式とする。

2 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、別記第6号様式とする。

3 要項第9条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

(1) 領収書等支出を証する書面の写し

(2) その他知事が必要と認める資料

4 第1項の事業実績報告書の提出期間は、補助事業完了の日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

**(補助金等の請求等)**

**第10条** 要項第11条第1項の請求書は、別記第7号様式とする。

2 要項第11条第3項の概算払請求書は、別記第8号様式とする。

**(雑 則)**

**第11条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要領は、令和6年（2024年）4月 日から施行する。